

令和 7 年度入学一時資金貸付規程

(趣旨)

第 1 条 アイヌ子女の教育向上を図るために、入学一時資金を必要とするアイヌ住民に対して、その資金をこの規程の定めるところにより貸付する。

(定義)

第 2 条 この規程において入学一時資金（以下「資金」という）とは、新たに大学、専修学校及び私立高校の入学に際し学校へ納入することが義務づけられる入学金等の経費に充てるための資金をいう。

(貸付対象)

第 3 条 次の各号に該当するものに対して貸付する。

- 1 現に北海道内に居住するアイヌであって、入学子女の保護者、若しくは本人であること
- 2 資金を必要とする事情にあること
- 3 償還能力があること

(貸付額)

第 4 条 資金の貸付額は大学及び専修学校は 1 件につき 30 万円以内、私立高校は 1 件につき 20 万円以内で、かつ第 2 条に規定する「入学金等」の額を超えないものとする。

(貸付条件)

第 5 条 資金の貸付条件は次のとおりとする。

- (1) 貸付期間は据置期間経過後 3 年以内とする。
 - (2) 据置期間は大学修業年限の 4 年以内、専修学校の修業年限以内、高校修業年限の 3 年以内とする。中途退学をした場合は、その年度までとする。ただし高校入学時に貸付を受けた者が大学及び専修学校へ進学した場合、または短期大学から 4 年生大学へ編入した場合等は、借受者の希望により据置期間の延長ができる。その期間は高校、大学、専修学校修業年限を含み最大 7 年以内とする。
 - (3) 償還方法は、大学、専修学校は 3 年の均等償還とする。私立高校は返済期間の初年度に借入額の半分を返済し、その後の 2 年間のいずれかの年度で残額を返済するとし、いずれも年賦または半年賦償還とする。
 - (4) 貸付金については無利子とする。
- 2 (財) 北海道高等学校奨学会で行っている「私立高等学校入学資金貸付制度」を利用している場合は、この資金を活用することはできない。

(貸付の申請)

第 6 条 資金の貸付を受けようとするものは、別記第 1 号様式の申請書に、入学を証明

する書類の写しと借受人及び保証人の印鑑証明を添え、公益社団法人北海道アイヌ協会に加盟する団体の代表者（以下「代表者」という）（団体の組織されていない場合は理事長）の確認を経たうえで、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項に定めるほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

（貸付の決定）

第7条 理事長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸付を行うかどうかを決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（保証人）

第8条 前条の規定により貸付の通知を受けた者（以下「借受者」という）は、借受者と同一の市町村（理事長が特に認める場合は道内）に居住し、かつ独立の生計を営む者を連帯保証人にたてなければならない。

2 借受者は、連帯保証人が死亡若しくは居所不明または前項の要件を欠くに至ったときは、その事実が生じた日から十日以内に文書でその旨を理事長に届け出るとともに、新たに前項の規定による連帯保証人をたてなければならない。

3 高校入学時に貸付を受け、さらに大学、専修学校入学時に貸付を希望する場合は、高校入学時とは別の連帯保証人をたてなければならない。

（資金の貸付）

第9条 借受者は、第7条の通知を受けたときは、別記第2号様式の借用書に借受人及び保証人の印鑑証明書を添付のうえ理事長に提出し、資金の交付を受けるものとする。

（償還の方法）

第10条 貸付に係わる資金の償還は、年賦または半年賦償還の方法による。

2 貸付金は、前項の規定に係わらずいつでも繰上償還をすることができる。

（貸付決定の解除）

第11条 理事長は、借受者が次の各号の一に該当するときは、貸付決定を解除し、いつでも貸付金の全部または一部について直ちに償還させることができる。

- 1 虚偽の申請その他不正な行為があったとき
- 2 貸付金を貸付の目的以外の用途に使用したとき
- 3 その他資金の貸付の目的を達し難いと認めたとき

（違約金）

第12条 借受者が償還期限内に貸付金を償還しないときは償還期限の翌日から支払いの日までの日数に応じ、その未償還額につき年10.75%の割合で計算して得た額の違約金をアイヌ協会に支払うものとする。